

## 水道維持修繕等対応業務委託の公募について

次のとおり受注者を募集します

令和 8 年 2 月 18 日

香川県広域水道企業団

中讃ブロック統括センター所長 平尾 哲男

### 1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 水道維持修繕等対応業務委託
- (2) 履行場所 香川県広域水道企業団給水区域内のうち、中讃ブロック統括センター管理区域
- (3) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
- (4) 委託業務の内容 別添 水道維持修繕等対応業務委託（標準及び特記）仕様書のとおり
- (5) 維持修繕工事の年間規模 1,600 件／年程度
- (6) 契約予定者数 1 者

### 2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 香川県広域水道企業団物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成 30 年香川県広域水道企業団告示第 3 号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
  - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
  - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 国税及び県税の滞納がない者。
- (5) 下記の要件をすべて満たすもの
  - ① 応募者（または応募者の会員）が、香川県広域水道企業団が発注した漏水修繕業務又は漏水修繕工事の実績を有する者。
  - ② 企業においては中讃ブロック統括センター管内に本社又は営業所があること。「組合等においては中讃ブロック統括センター管内で活動できること。」なお、法人格のない組合等については、定款又はこれに代わるもの、事業報告書及び決算書又はこれにかわるものによって、事業内容及び営業範囲が確認できる団体であること。
  - ③ 参加する組合、単体企業、代表者及び構成員が、本業務に参加する他の組合、共同企業体の代表者及び構成員でないこと。

### 3 提出書類

- 応募意思表明書
- 会社においては登記簿（企業団の入札参加資格名簿に掲載されている場合は不要）
- 漏水修繕業務又は漏水修繕工事の実績調書（契約書の写し）
- 定款又は規約若しくはそれに代わるもの。

### 4 応募方法

応募意思表明書を下記（応募・照会先）に持参又は郵送（期間内必着）により提出してください。  
(受付期間) 令和 8 年 2 月 18 日（水）から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）  
(受付時間) 8：30～12：00、13：00～17：15

### 5 応募資格者の決定

参加申請期限の翌営業日に資格審査を行い、資格審査後応募者に通知する。

### 6 見積りの提出及び契約

応募資格要件に適合したものに対し、企業団から金抜き設計書を提示し、見積徴収を行い、予定価格の範囲内で最も安価な見積書を出したものを契約予定者とし、企業団が作成する契約書により契約を締結する。

### 7 応募・照会先

〒762-0082 香川県丸亀市飯山町川原 1114 番地 1

香川県広域水道企業団

中讃ブロック統括センター水道整備課（担当者：上甲・香川）

電話番号：0877-98-1103 FAX番号：0877-98-1112

### 8 その他

（1） 本案件は、令和 8 年 4 月 1 日以降で当該予算の執行が可能となったときにその効力が生ずる。